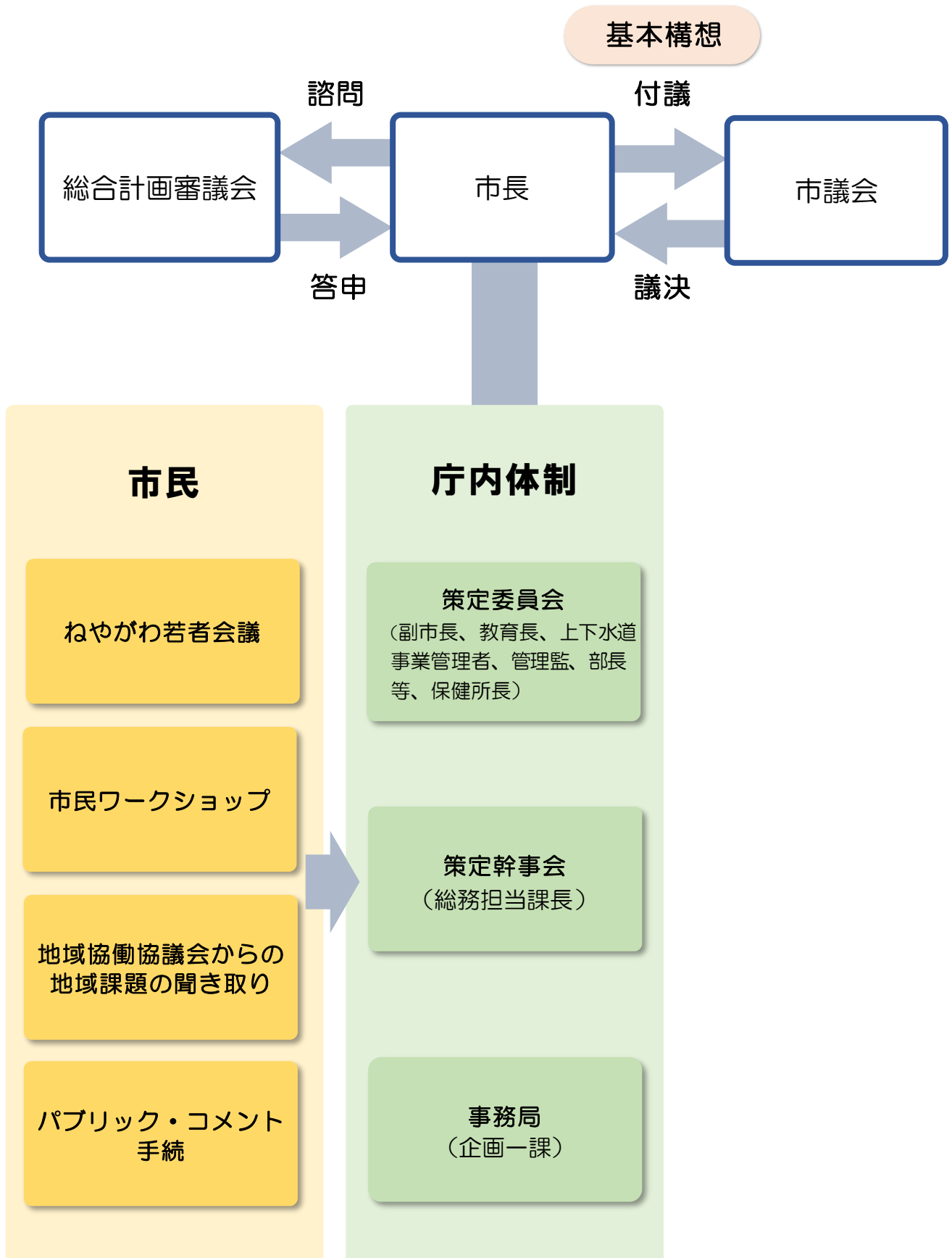

資料

1	策定体制図.....	102
2	寝屋川市総合計画に関する規程.....	103
3	策定経過.....	105
4	市民参画	
	概要.....	106
	地域協働協議会役員会などでの地域課題の聞き取り　開催経過.....	107
5	総合計画審議会	
	開催経過.....	108
	諮問書及び答申書.....	109
	委員名簿.....	113
	寝屋川市総合計画審議会規則.....	114
6	寝屋川市みんなのまち基本条例.....	115
7	用語解説.....	118
8	SDGsの17のゴール.....	128



1 策定体制図



2 寝屋川市総合計画に関する規程

昭和63年6月24日
訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、寝屋川市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 寝屋川市の将来の健全な発展を図るために策定する市政の総合的かつ長期的な計画であつて、基本構想、戦略プラン及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 寝屋川市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 戦略プラン 基本構想に基づいて実施していく各部門にわたる施策を総合的かつ体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 戦略プランに基づいて実施していく具体的な事務事業を明らかにするものをいう。
- (5) 部局 寝屋川市事務分掌条例(平成12年寝屋川市条例第1号)第1条に規定する内部組織、寝屋川市議会事務局設置条例(昭和58年寝屋川市条例第17号)に規定する寝屋川市議会事務局、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則(昭和50年寝屋川市教委規則第7号)第2条第1項に規定する部及び寝屋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第39号)第5条第2項に規定する上下水道局をいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合計画(実施計画を除く。次条、第8条第1項及び第11条において同じ。)の試案を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画の試案策定についての企画、指導及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の試案策定に関し必要な事務

(委員)

第5条 委員会の委員は、副市長、教育長、上下水道事業管理者、管理監及び部長等(その者の職務が寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)別表第3 8級の項に定める職務である者(市長以外の執行機関の補助職員、上下水道局の職員及び議会事務局の職員を含む。)及び保健所長をいう。)をもつて充てる。

2 委員の任期は、前項の職員である期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、総合計画に関する事務を分担する副市長とし、副委員長は、当該副市長に事故があるときに当該副市長が分担する事務を処理することとなつている副市長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要があると認めたとときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(策定幹事会)

第8条 委員会に、総合計画の素案の策定を行わせるため、総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会の構成員は、総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課における室長又は課長(以下「総合計画担当課長」という。)及び部局

の庶務を担当する課等の所属長又は当該所属長が指名する課長になるものとする。

- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指名する職員(当該課等に所属する職員に限る。)が代わつて構成員となる。
- 4 幹事会に座長を置き、総合計画担当課長になるものとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する職員が代わつて座長となるものとする。
- 6 幹事会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 7 座長は、幹事会において策定した総合計画の素案を委員長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会が特に必要があると認めるときは、別にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、前条第2項の幹事会の構成員がその所属する部局に属する職員のうちから指名する研究員をもつて組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、研究員の互選により定める。
- 4 座長は、必要に応じてワーキンググループを招集することができる。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会、幹事会及びワーキンググループは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は出席を求めて、説明又は報告をさせることができる。

(総合計画の決定)

第11条 基本構想及び戦略プランについては、寝屋川市総合計画審議会に諮問して、決定するものとする。

(戦略プランの変更)

第12条 戦略プランは、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由があるときは、その内容を変更することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(実施計画の策定)

第13条 実施計画は、4年を超えない期間を単位として策定し、1年を経過する

ごとに、必要に応じて見直しをするものとする。

(参考資料の送付)

第14条 総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課(以下「総合計画担当課」という。)は、総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成又は入手したときは、速やかに関係部局に送付するものとする。

- 2 各部局は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに総合計画担当課に送付するものとする。

(庶務)

第15条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年6月24日から施行する。

(寝屋川市総合計画に関する規程の廃止)

- 2 寝屋川市総合計画に関する規程(昭和44年寝屋川市訓令第1号)は、廃止する。

(平成3年訓令第7号～平成30年訓令第6号の改正附則 省略)

附 則(平成31年訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の寝屋川市総合計画に関する規程の規定は、令和3年4月1日を始期とする第六次寝屋川市総合計画以後の総合計画の策定について適用し、この訓令の施行の日前に策定した第五次寝屋川市総合計画の基本計画の変更及び実行シートの策定については、なお従前の例による。

附 則(令和元年訓令第3号)

この訓令は、令和元年6月18日から施行する。

3 策定経過

		庁内	議会・市民参画	
平成30年度	4月			
	5月	策定幹事会 第1回		
	6月			
	7月			
	8月		第1回	・ねやがわ若者会議の開催
	9月			・市民ワークショップの開催
	10月			
	11月			地域協働協議会からの 地域課題等の把握
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
4月				
令和元年度	4月			
	5月			
	6月	策定委員会		
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月	第20回		
	令和2年度	3月		
4月			総合計画 審議会 第1回 (諮問)	
5月				
6月		第16回		
7月				
8月			中間答申	
9月			・パブリック・コメント手続の実施	
10月			第11回	
11月			最終答申	
12月			・市議会第六次総合計画特別委員会で基本構想を可決 ・12月市議会定例会で基本構想を議決	
1月				
2月				
3月		・第六次寝屋川市総合計画の決定		

4 市民参画

概要

<p>ねやがわ若者会議</p>	<p>若い世代の視点で、普段感じている市に対する思い、考えなどについて自由に発言していただき、頂いた意見等を踏まえ、今後、市において実施すべき施策を検討し、総合計画策定の参考とすることを目的として、ねやがわ若者会議を開催しました。</p> <p>○開催日：平成30年8月9日（木） ○対象：中学生以上30歳未満の市民 ○参加者数：43人</p>
<p>市民ワークショップ</p>	<p>市の将来を見据えて、市民一人ひとりが取り組みたいことや、協力すればできそうなことが多いことを感じてもらい、その上で、市民が行政に求める役割や、市民が感じる市の課題、実現の手段（市民協働）を明らかにし、総合計画策定の参考とすることを目的に、講演会及びワークショップから成る市民ワークショップを実施しました。</p> <p>○開催日：平成30年9月15日（土） ○対象：市民 ○参加者数：41人</p>
<p>地域協働協議会からの 地域課題の聞き取り</p>	<p>地域が抱える課題やニーズなどを把握し、総合計画策定の参考とするため、市内の全ての地域協働協議会から地域課題について聞かせていただきました。</p> <p>【アンケートの実施】 ○実施時期：平成30年11月から12月まで ○対象：地域協働協議会で活動されている方 ○回答件数：140件</p> <p>【地域協働協議会役員会などでの地域課題の聞き取り】 ○実施時期：平成31年1月から3月まで ○参加者数：全24地域協働協議会、339人</p>
<p>パブリック・コメント 手続</p>	<p>公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進するため、「第六次寝屋川市総合計画（素案）」に対する意見募集を行いました。</p> <p>市民から頂いた意見を計画に反映するとともに、意見のあらましと市の考え方を公表しました。</p> <p>○意見募集期間：令和2年9月1日（火）から9月30日（水）まで ○意見提出数：10人、91件</p>
<p>総合計画審議会</p>	<p>「第六次寝屋川市総合計画（試案）」を多方面にわたって検討するため、学識経験者、市議会議員、公募市民等、関係行政機関の職員で構成する総合計画審議会において審議いただきました。</p> <p>○開催時期：令和2年1月から10月まで ○開催回数：11回 ○最終答申日：令和2年11月5日（木）</p>

地域協働協議会役員会などでの地域課題の聞き取り 開催経過

校区	日時	開催場所
点野	平成31年 1月 8日(火) 18時30分～	点野小学校
堀溝	1月15日(火) 19時30分～	南コミュニティセンター分館
桜	1月16日(水) 19時～	池の里市民交流センター
南	1月17日(木) 19時10分～	萱島東三丁目集会所
成美	1月18日(金) 19時30分～	成美小学校
西	1月20日(日) 10時～	池の里市民交流センター
啓明	1月21日(月) 19時30分～	啓明小学校
梅が丘	1月26日(土) 19時～	府営打上住宅集会所
中央	1月28日(月) 10時10分～	寝屋川市役所本庁2階 出先機関控室
神田	1月29日(火) 19時30分～	神田小学校
楠根	1月30日(水) 19時30分～	楠根小学校
池田	2月 4日(月) 19時～	池田東町公民館
第五	2月 7日(木) 19時～	東北コミュニティセンター
木屋	2月12日(火) 19時～	木屋小学校
国松緑丘	2月16日(土) 19時～	国松緑丘小学校
木田	2月17日(日) 13時30分～	木田小学校
三井	2月20日(水) 19時～	三井小学校
石津	2月20日(水) 19時～	石津中町公民館
田井	2月24日(日) 19時～	田井小学校
和光	2月25日(月) 18時55分～	和光小学校
北	2月27日(水) 19時30分～	西北コミュニティセンター
東	3月 2日(土) 10時～	東コミュニティセンター
明和	3月14日(木) 19時～	明和小学校
宇谷	3月23日(土) 19時～	宇谷小学校

5 総合計画審議会

開催経過

回数	開催日	審議内容
第1回	令和2年 1月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 総合計画(試案)の諮問 基本構想(試案)の概要説明
第2回	2月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 「計画策定に当たって」の審議
第3回	3月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」の審議 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 将来像 第2章 寝屋川市の未来の姿(ランドデザイン) 第3章 計画推進の基本姿勢 第4章 まちづくりの方向性
第4回	6月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」の審議 <ul style="list-style-type: none"> 第5章 将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方 第6章 総合計画を軸とした行財政運営の推進 戦略プラン(試案)の概要説明
第5回	7月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略プランの審議 <ul style="list-style-type: none"> 施策1～施策6(訴求力のある施策(ファクターⅠ・Ⅱ))
第6回	7月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略プランの審議 <ul style="list-style-type: none"> 施策7～施策9(訴求力のある施策(ファクターⅢ)) 施策10～施策13(生活を支える施策)
第7回	7月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略プランの審議 <ul style="list-style-type: none"> 施策14～施策19(くらしの質を高める施策)
第8回	8月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申の審議
第9回	8月14日(金)	
		8月20日(木) 市長への中間答申
第10回	10月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申の審議
第11回	10月27日(火)	
		11月5日(木) 市長への最終答申

諮問書及び答申書

諮 問 書

経一第391号
令和2年1月30日

寝屋川市総合計画審議会
会長 中川 幾郎 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔

第六次寝屋川市総合計画について（諮問）

第六次寝屋川市総合計画（試案）について、貴審議会の意見を求めます。

中 間 答 申 書

令和2年8月20日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市総合計画審議会
会 長 中川 幾郎

第六次寝屋川市総合計画について（中間答申）

令和2年1月30日付け経一第391号で諮問のありました第六次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会で計画内容、表現などを慎重に審議しました結果、試案の一部を修正等して、別添のとおり中間答申いたします。

令和2年11月5日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市総合計画審議会
会長 中川 幾郎

第六次寝屋川市総合計画について（最終答申）

令和2年1月30日付け経一第391号で諮問のありました第六次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会において慎重に審議しました結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して最終答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向け、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 総括的事項

(1) 第六次総合計画の着実な推進

本格的な人口減少社会を迎え、今後、少子高齢化が更に進行することは明らかであり、これに伴う影響は、福祉や医療を始め、経済、教育、都市インフラなど、様々な分野に及ぶこととなる。

こうした時代の変化に柔軟かつ適切に対応し、将来にわたりまちの活力を維持、向上させ続けるため、子どもからシルバー世代まで誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりを進めることはもちろんのこと、市内外から寝屋川市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえるまちの実現に向け、本計画に基づく施策・事業の計画的かつ着実な推進を図られたい。

(2) 市民協働の深化と更なる連携強化

今後、行財政のダウンサイジングが避けられない状況の中、多様化・複雑化する地域課題に行政（市）のみで対応することは困難である。持続的により良い地域社会を築いていくためには、行政、議会はもとより、市民、地域団体、事業者の知恵と力を結集し、一体となって課題解決に対応する必要があり、市民協働の深化と更なる連携強化が望まれる。これらを踏まえ、市民が市政に参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域活動への参加を促進し、地域の新たな担い手の育成、確保へとつなげるよう努められたい。

(3) 社会情勢の変化への柔軟な対応

情報技術や科学、医療の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化している。こうした状況に対応するため、本計画では理想の未来の姿から発想する「フューチャー・ブル」型の考え方にに基づき、施策・事業の在り方を検討することとしているが、時代の変化や市民ニーズの動向などを的確に把握する中で、想定し得ない新たな課題が生じた場合には、柔軟かつ弾力的な施策展開を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、人々の生活様式や価値観は大きく変化している。こうした変化は、今後の各分野の施策展開にも影響を及ぼすことが予測されることから、「ウィズコロナ」や「ポストコロナ」の各段階における状況変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応されたい。

2 個別事項

(1) 訴求力のある施策

① 子どもに最善を尽くす（子育て・教育）

- 将来、子どもたちが社会で力強く生き抜く力を育む教育環境の整備に努めるとともに、創意工夫を凝らした教育内容の充実を図るなど、教育の質を更に高めるよう取り組まれたい。
- 地域と家庭、学校園が連携・協働し、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を支え、育てる環境づくりを推進されたい。
- 市独自の子どものいじめに関する取組を着実に実施するとともに、いじめ防止の基本となるコミュニケーション力や他人を思いやる心など、子どもたちの豊かな心を育む教育を推進されたい。

② 誰もが住みたくなるまちをつくる（社会基盤・産業）

- 商業、医療、福祉等の市民生活を支えるサービスの提供や地域の活力を維持し続けるため、都市構造を踏まえ、地域ごとの強みを活かしたまちづくりを推進し、魅力的で利便性の高いまちの形成に取り組まれたい。
- 市内経済の活性化を図るため、既存事業者への支援に加えて、道路整備などのまちづくりと一体となった企業誘致を図るなど、産業振興を重要な政策課題と位置付け、推進されたい。

③ 命を全力で守り、豊かな暮らしを実現する（安全・安心）

- 南海トラフ巨大地震を始めとする自然災害などの被害を最小限に抑えるべく、防災・減災対策を推進するとともに、発災時には、行政による救助・支援などの公助の取組に加えて、地域住民による初期活動など自助、共助の取組がより重要となることから、地域における自発的な防災活動を推進するため、地区防災計画の策定支援に積極的に取り組まれたい。
- 福祉避難所について、その周知と運営体制の整備に万全を期されたい。
- 更なる防犯力の向上を図るため、道路や公園などの都市整備に併せて、犯罪が起きにくい環境を形成する防犯環境設計の考えを取り入れたまちづくりを積極的に推進されたい。

(2) 生活を支える施策（福祉・人権・環境）

- 地域福祉を取り巻く環境は複雑かつ広範にわたり、行政による支援だけで対応することが困難となってきた。このため、ボランティアやNPO法人、事業者など多様な主体が社会貢献及び自らの生きがいとして、シルバー世代等を支える仕組みが必要であり、これらの主体が地域福祉に関わることができる環境づくりの積極的な支援に取り組みたい。
- 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合う社会を実現するため、人権教育及び人権啓発の推進を図られたい。
- 持続可能な地域社会を構築するため、廃棄物の減量化や資源化に取り組むなど、環境負荷を低減する都市づくりを推進されたい。

(3) 暮らしの質を高める施策（文化・地域づくり・行政）

- 市民が生涯にわたって教養や趣味、文化活動などを学ぶことができ、自身の生活の向上や生きがいへとつなげていくために、子どもからシルバー世代までの様々なライフスタイルやニーズに応じた生涯学習の充実を図られたい。
- 地域では、高齢化の進行に伴い、住民同士の支え合いの必要性が増す一方で、地域活動の担い手不足や組織力の低下が大きな課題となっている。このため、市民の主体的な参加を促す施策の推進及び市民の協働意識の醸成を図るなど、地域コミュニティを維持し続けるための取組や支援を積極的に推進されたい。
- 多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けていくために、職員の資質・能力の向上と経営感覚を持った人材の育成に努めるとともに、市民の視点に立った効率的かつ効果的な行財政運営を推進されたい。

3 おわりに

将来にわたって行政サービス水準を維持、向上し、また、地域の活力を創出するために、本市への移住・定住を促進し、まちの持続可能性を高めていくことは、重要な課題であり視点であると考え。

第六次総合計画で示す将来像を実現するため、限られた財源の中で施策の選択と集中を加速し、独自性・独創性の高い政策立案を進めることはもちろんのこと、福祉や教育、産業、環境など各分野の行政サービスをバランスよく実施し、総合的な都市力を高めていくことで、誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくりを推進されたい。

委員名簿

◎：会長 ○：副会長

委員氏名	備考	
1号委員 (学識経験者)	田村 匡	大阪成蹊大学経営学部教授
	◎ 中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
	原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
	○ 平田 陽子	大阪市立大学客員教授
2号委員 (市議会議員)	井川 晃一	寝屋川市議会議員
	金子 英生	寝屋川市議会議員
	岡 由美	寝屋川市議会議員 (令和2年6月18日まで)
	池添 義春	寝屋川市議会議員 (令和2年6月19日から)
	中川 健	寝屋川市議会議員
3号委員 (一般市民等)	木村 容千	北大阪商工会議所 (令和2年6月30日まで)
	谷本 雅洋	北大阪商工会議所 (令和2年7月1日から)
	梅澤 浩二	西日本旅客鉄道株式会社
	藤田 智子	京阪ホールディングス株式会社 (令和2年6月30日まで)
	吉原 起人	京阪ホールディングス株式会社 (令和2年7月1日から)
	小西 雅晴	枚方信用金庫
	下川 隆夫	寝屋川市社会福祉協議会
	濱 大輔	寝屋川市立校舎PTA協議会
	佐藤 忍	西北コミセンエリア
	中川 芳行	南コミセンエリア
	辻岡 喜久雄	東北コミセンエリア
	郡 美博	西コミセンエリア
	柳瀬 昇士	東コミセンエリア
	平田 一裕	西南コミセンエリア
	内田 憲幸	公募市民
田中英子	公募市民	
久田 起代子	公募市民	
4号委員 (関係行政機関の職員)	鴨林 由秀	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長 (令和2年3月31日まで)
	伊藤 高博	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長 (令和2年4月1日から)

(敬称略、順不同)

寝屋川市総合計画審議会規則

平成2年4月2日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 一般市民等
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に、部会長1人を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所掌する室又は課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(寝屋川市総合計画審議会規則の廃止)

2 寝屋川市総合計画審議会規則（昭和44年寝屋川市規則第19号）は、廃止する。

(平成19年規則第30号～平成31年規則第73号の改正附則 省略)

6 寝屋川市みんなのまち基本条例

平成19年12月25日
条例第24号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 協働（第4条—第11条）
- 第3章 市民（第12条）
- 第4章 議会（第13条—第15条）
- 第5章 行政（第16条—第24条）
- 第6章 条例の実効性の確保等（第25条—第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

（基本理念）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、

それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

(透明性の確保等)

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

(個人情報保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行す

るものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(市政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(法令遵守)

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

(国、他の自治体等との連携)

第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(住民投票制度)

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとりて検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成24年条例第39号～平成30年条例第4号の改正附則 省略)

7 用語解説

あ行

用語	解説
IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳される。あらゆるモノに通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達することにより、自動制御、遠隔計測などができるようになること。
ICT	Information Communication Technology の略で、情報や通信に関連する技術の一般の総称。
青色防犯パトロール	警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体等が行っているパトロール。
赤ちゃんの駅	外出中におむつ替え、授乳等ができる施設として、公共施設や店舗等に設置しているもの。
悪質商法	販売方法や手口などに、消費者の財産上の利益を侵害するような違法行為や不当行為がみられる商法の総称。
新たな日常	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、我が国が持つ独自の強み、特性、ソフトパワーを活かし構築する社会。
RPA	Robotic Process Automation の略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
あんしん給水栓	地震等でも比較的破損しにくいとされる大口径の大阪広域水道企業団の送水管を利用して、震災時・断水時に飲料水などの緊急用水を確保するための給水栓。
イノベーション	画期的な技術や新しい仕組みを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと。
医療的ケア	人工呼吸器使用に伴うたんの吸引や経管栄養など、生きていく上で必要な病院以外の場所での医療的援助のこと。
雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管、河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。

用語	解説
AI	Artificial Intelligence の略で、「人工知能」と訳される。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、又は人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。
疫学調査	感染症の感染源の特定及びまん延防止等のために実施する調査。
SNS	人と人とのコミュニケーションなどを円滑に進める手段等をインターネット上で提供する仕組み。主なものとして、Facebook、LINE などがある。
延焼遮断帯	都市計画道路などの広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される帯状の不燃化空間のこと。
大阪広域水道企業団	平成 22 年度に大阪市を除く府下 42 市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）。大阪府営水道を引き継ぎ、水道用水供給事業、工業用水道事業等を経営している。
音声読書機	本や雑誌等の活字文章を認識し読み上げをする機器。
オンラインサービス	ネットワークを通じて提供される各種サービスの総称。行政情報の提供やオンラインデータベースの参照、申請・届出等行政手続のオンライン化などのこと。

か行

用語	解説
拡大読書器	文字や画像を拡大表示する機器。
家庭教育サポートチーム事業	子育てやしつけに悩みや不安を抱く家庭を総合的に支援するため、学校に「家庭教育サポートチーム」を派遣し、教職員や地域、関係機関と連携しながら支援体制を作り、家庭訪問や相談活動を行い、児童の登校支援などに取り組む事業。
可変型窓口	繁忙期、季節ごとに増減する来庁者数に応じて、対応窓口数を変える取組。
基幹管路	導水管、送水管及び配水本管の総称。
基金	条例に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するためのもの。
キャッシュレス	クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使った支払など、現金ではなく、主に、デジタル化されたデータでお金のやり取りを行うこと。

用語	解説
行財政の ダウンサイジング	行財政において組織規模や事業規模を縮小すること。
景気動向指数 研究会	内閣府経済社会総合研究所長の研究会として、幅広い観点から景気転換点の設定や景気動向指数のパフォーマンス等について議論するため、平成11年7月から開催されている。
経常経費	毎年度継続して支出される経費。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費など、毎年度継続して支出される経費に対して、市税、地方交付税などの一般財源がどのくらい使われているかを表す指標。この比率が低いほど、自由に使える財源が多いことを意味する。
健康寿命	体と心が健康な状態で生活できる期間の平均。
後期高齢者	75歳以上の人のこと。
校区福祉委員会	「福祉のまちづくり」を進めることを目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、PTA、ボランティアなどで構成され、小学校区ごとに結成されている住民主体の福祉活動組織。
公債費	市債の元金の返済及び利子の支払などに要する経費。
高度経済成長期	世界の中で相対的に高いと見られる成長率で経済が拡大する時期のこと。日本では、昭和30年代以降から第一次石油危機までが高度経済成長期であるといわれ、その間の年平均実質GDP成長率は9%に達した。
国立社会保障・ 人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
子育てサロン	集会所など、地域の身近な場所で、就学前の子どもと保護者が気軽に集い、仲間づくりと情報交換を行う場で、校区福祉委員会を中心に地域のボランティアが運営している。
子育て支援 センター	地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点。市ではこどもセンターや保育所で実施している。

さ行

用語	解説
3段階アプローチ によるいじめ対策	いじめの予防・見守りを継続する「教育的アプローチ」、いじめの初期段階から被害者、加害者等に関与し早期解決を図る「行政的アプローチ」、警察への告訴、民事での訴訟を支援する「法的アプローチ」によるいじめ対策。

用語	解説
CSR活動	企業の社会貢献活動のこと。
資源集団回収活動	自治会やPTA等地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞、雑誌、古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。
(資源)循環型社会	天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る社会のこと。
市公式アプリ 「もっと寝屋川」	市が運営する携帯端末用アプリケーションのこと。一つのアプリで様々な分野の情報を取得できる統合型アプリで、市からの情報発信だけでなく、各種予約機能、アンケート機能、危険箇所の通報など双方向性を兼ね備えている。
市債	市の借金のこと。道路、住宅の建設など多額の経費を要する事業でその効果が後年度に及びものや、災害復旧など緊急に実施する必要のある事業の財源に充てるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れるもの。
自助	自分でできることは自分で行うこと。家族同士での助け合いを含む。
施設一体型 小中一貫校	小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に整備され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。
実質収支額	歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越す財源を除いた決算額のこと。普通会計の実質収支額がプラスであるかマイナスであるかは、財政の健全性を判断する重要な基準となる。
児童発達支援 センター	主に未就学の障害のある子どもへの発達支援と子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う。また、地域における中核的な支援機関として、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う施設。
市民サービスの ターミナル化	公共交通機関の結節点である駅周辺に「市民サービスの提供」のための施設を集約すること。
重要給水施設管路	災害医療協力病院、広域避難所、水道施設などの重要給水施設に供給している管路のこと。
生涯学習	文化、スポーツ、ボランティアの活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。
小口径管路	口径の小さい管路のこと。配水管においては、口径 50 ミリメートルの管路のこと。
職住近接	職場と住居との距離が近いこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと。

用語	解説
人口の年齢構成のリバランス	高齢化が急速に進行する中、安定した行財政運営を行い、充実した市民サービスを継続的に提供するために、子育て世代を本市に誘引することで、人口の年齢構成のバランスを補正し平準化を図ること。
親水施設	河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。
ステークホルダー	直接・間接的な利害関係を有する者のこと。
スマート・ねやがわ	情報化を推進することにより、情報通信技術を最大限に活用した行政サービスの展開を目指す市独自のビジョン。
「青少年の居場所」事業	市内在住・在学・在職の中学生から30歳までの青少年が気軽に立ち寄れる居場所、相談、交流スペースを運営する事業。
成長戦略型	市が未来に向けて成長していくために、目指す方向性を明確にし、どのような施策に経営資源をより注力していくのかを示した上で、必要な施策・取組を計画的に進めていくこと。
性的マイノリティ	性的少数者、性的少数派のこと。性的指向（好きになる人の性）、性自認（こころの性）、性別表現（社会的な性“らしさ”）などにおいて「典型」あるいは多数とは異なる性のありようを持つ人たちの総称。
税の涵養	「涵養」とは徐々に育むこと。市税の源泉となる諸要素に働きかけることで、安定した税収の維持・拡大を図ること。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」など、性別だけでそれぞれの役割を固定的に分ける考え方のこと。
全国学力・学習状況調査	児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	児童・生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握・分析することにより、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。人工知能（AI）の活用や、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題の克服を目指す。

た行

用語	解説
体感治安	統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の状況。
待機児童	保育の必要性の認定がされ、特定教育、保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していないもの。
第32次地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議する内閣府の附属機関。第32次地方制度調査会では「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日）が出された。
耐震性貯水槽	大規模な地震によって水道水の供給が停止したときに、貯水槽に水道水を貯え飲料水や消防水利を確保する施設。
ダイバーシティ	「雇用する人材の“多様性”を確保する」などの意味で用いられ、性別や人種に限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの様々な違いを受け入れ、広く人材を活用することで、価値を創出しようとする事。
タウンミーティング	市民の意見を市政運営の参考とするための広聴活動として、市長と市民が直接対話を行う取組。
多文化共生	国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化や生活習慣の違いを尊重しながら、地域社会の構成員として、共に暮らしていくこと。
団塊の世代	第二次世界大戦直後の、昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの第一次ベビーブームに生まれた世代のこと。
団塊ジュニア世代	団塊の世代の子ども世代に当たる、昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までの第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。
単年度収支額	年度ごとの収支で、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの。
地域協働協議会	地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業。

用語	解説
地域包括支援センター	地域に密着した総合的な情報提供や相談援助を行うとともに、コミュニティセンターエリア内の関係機関などとのネットワークを構築し、地域に根ざした高齢者保健福祉を推進する拠点。
地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
地籍調査	主に市町村が主体となり、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積等を正確に調査・測量するもの。
中核市	法で定められた要件（人口 20 万人以上）を満たし、国から指定を受け、事務権限を強化される都市制度。本市は平成 31 年 4 月に中核市に移行し、大阪府から事務権限が移譲され、保健所の設置・運営、産業廃棄物処理施設の設置許可、教職員の研修などを実施することになった。
超高齢社会	65 歳以上の人口の割合が全人口の 21% を超えている社会。
ディベート教育	一つの論題の下、肯定する立場と否定する立場の二組に分かれ、議論の相手に対する優位性を第三者に理解してもらうことを意図して、客観的な証拠資料に基づいて論理的に議論をする方法。
特殊詐欺	犯人が電話や郵便等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、還付金が受け取れる等と言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪などのこと。
ドクターカー	医師等が同乗し、必要な医薬品や機器等を持ち込み、早期に治療を開始することにより救命率の向上を目指す救急搬送車両。
都市機能誘導区域	医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。立地適正化計画で定める。
都市のスポンジ化	都市において、空き地、空き家等の低未利用地が散発的に発生すること。
土のうステーション	大雨等による浸水被害発生時に使用するための土のうの集積所。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者・恋人など親密な関係にある者、又は親密な関係にあった者から受ける身体的、精神的暴力などの様々な暴力のこと。

な行

用語	解説
南海トラフ巨大地震	西日本の太平洋側に長く伸びた海溝で、静岡県から四国を越えて宮崎県沖に達している南海トラフを震源とする地震。
二次医療圏	「医療圏」とは、都道府県が医療計画において設定する地域的単位のことで、「二次医療圏」とは、主として入院医療サービス、広域的な保健医療サービスが行われる地域単位。
2軸化構想	京阪沿線の「京阪軸」及びJR学研都市線沿線の「学研都市軸」の2軸が互いに成長し、寝屋川市全域が継続的に発展するためのまちづくりを進める構想。
寝屋川教育	自らの「考える力」を育成するとともに、「ねやがわスタンダード」による指導方法や学習習慣の定着を図り、「学力」、「体力」を確実に身に付けさせることにより、「生き抜く力」を育むことを目指した市独自の教育。
寝屋川市の働き方改革	職員の働き方の変革による生産性の向上とワーク・ライフ・バランスを実現するため、「寝屋川市働き方改革推進プラン」に基づき推進する、市独自の取組。
寝屋川水準	政策立案などにおいて、先進的で独創性が高く、社会の仕組みや課題の本質を捉えた市独自の発想や視点のこと。
寝屋川方式の学習法	「寝屋川教育」を推進するための、秋田方式を取り入れた、基本的な指導方法の統一や学習習慣の定着を行う市独自の学習法。
望まない残業	災害対応や緊急を要する業務などを除く、通常の勤務時間に対応すべき業務に係る残業のこと。（「寝屋川市働き方改革推進プラン」で位置付けるもの）

は行

用語	解説
ヒートアイランド	都市化により、都市部が周辺地域より高い温度になっている現象。
ファクター	ある現象・結果を生ずる要因、要素、原因のこと。
普通会計	地方公共団体の統計的な財政把握や地方公共団体間の財政比較等のため用いられる会計区分。本市では、「一般会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」で構成される。

用語	解説
フューチャー・プル (Future Pull)	未来のある時点に目標を設定し、そこから振り返って現在すべきことを考える思考方法。
フレイル	運動機能や認知機能等が低下し、慢性疾患の併存などにより心身の脆弱性が見られるが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能な状態。
プレゼント・プッシュ (Present Push)	過去のデータや実績などに基づき、現状で実現可能と考えられることを積み上げて、未来の目標に近づけようとする思考方法。
防災行政無線	市が「地域防災計画」に基づき、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。

ま行

用語	解説
マイクロプラスチック	一般に5ミリメートル以下の微細なプラスチック類のことで、海洋に流出することによる海洋生態系への影響が懸念されるもの。
まちのリノベーション	既存の不動産を再生させ、新しい機能や価値を付与することで、まちの魅力の向上、地域の活性化につなげる取組。
窓口改革	市民を待たせず、もっと便利に、簡単に相談・手続等ができる窓口の設置等に向けた取組のこと。
密集住宅地区	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路・公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止、避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地。
民生委員児童委員協議会	法律により定められている、民生委員・児童委員の活動に必要な知識・技術の習得、調査研究活動を行う組織体。
メインアイコン	象徴となるもの。

ら行

用語	解説
レセプト	診療報酬明細書。医療機関が公的医療保険者に対して医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書のこと。

用語	解説
連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。

わ行

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	人々が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンストップ化	複数の行政手続きが1か所で可能となること。

8 SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

3 すべての人に健康と福祉を



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

11 住み続けられるまちづくりを



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

13 気候変動に具体的な対策を



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

15 陸の豊かさも守ろう



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

17 パートナリシップで目標を達成しよう



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 飢餓をゼロに



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

4 質の高い教育をみんなに



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

6 安全な水とトイレを世界中に



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

8 働きがいも経済成長も



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

10 人や国の不平等をなくそう



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する

12 つくる責任 つかう責任



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する

14 海の豊かさを守ろう



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

16 平和と公正をすべての人に



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

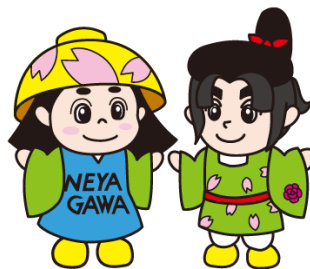
市章



(昭和 26 年 5 月 3 日制定)

↑ はネと矢、すなわち寝屋を示し、
Ⓢ は川を表しており、市名文字を図
案化して収めたもので、寝屋川市が
矢のように早く円滑に発展する意味
を象徴したものです。

市のマスコット・キャラクター



はちかづきちゃん ねや丸くん

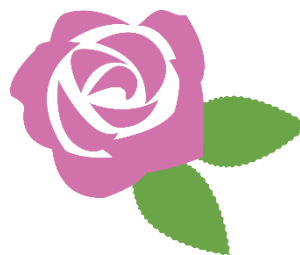
市の有名な民話「鉢かづき姫」に登
場する初瀬姫と山陰三位中将の四男
(宰相) をモチーフに、市の木「桜」・
市の花「ばら」をデザインしたマス
コット・キャラクターです。

市の木及び市の花

(昭和 43 年 4 月選定)



市の木「桜」



市の花「ばら」

市の木「桜」及び市の花「ばら」は、美化運動推進本部で、
市民アンケートによって選ばれました。

第六次寝屋川市総合計画

令和 3 年 3 月

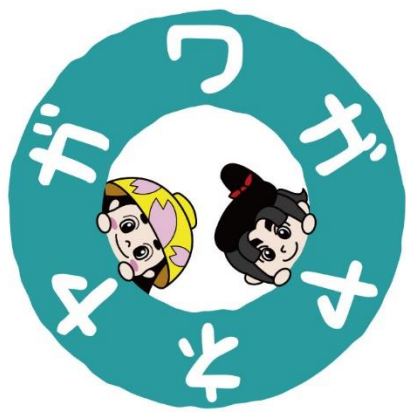
■発行・編集

寝屋川市 経営企画部 企画一課

〒572-8555 寝屋川市本町 1 番 1 号

TEL : 072-824-1181 (代表)

<https://www.city.neyagawa.osaka.jp>



 寝屋川市
NEYAGAWA CITY